

平成24年6月定例会

請願・陳情文書表

鳥 取 県 議 会



目 次

請 願 の 部

請 願 一 覧 表.....	1
福祉生活病院常任委員会.....	3

陳 情 の 部

陳 情 一 覧 表.....	5
総務教育常任委員会.....	1 1
農林水産商工常任委員会.....	1 5
企画県土警察常任委員会.....	1 7

請 願 一 覧 表

福祉生活病院常任委員会・請願

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
福 24年ー 12 (24. 6. 6)	危機管理	「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書の提出 について	鳥取市 個人	

請願一覧表

福祉生活病院常任委員会・請願

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提出者及び紹介議員	審査結果
24 年－ 12 (24. 6.6)	危機管理	「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書の提出について ▶請願理由 昨年の東日本大震災における我が国の対応は、当初「想定外」という言葉に代表されるように、緊急事態における取り組みの甘さを国民と世界に広く知らしめる結果となった。世界の多数の国々は今回のような大規模自然災害時には「非常事態宣言」を発令し、政府主導のもとに震災救援と復興に対処している。我が国のように平時体制のまま国家的緊急事態を乗り切ろうとすると、前衛部隊の自衛隊、警察、消防などの初動態勢、例えば部隊の移動、私有物の撤去、土地の収用などに手間取り、救援活動にさまざまな支障を来し、その結果さらに被害が拡大する。 また原発事故への初動対応の遅れは、事故情報の第一次発信先が国ではなく、事故を起こした東京電力当事者というところに問題がある。さらに言えば、我が国の憲法はその前文に代表されるように平時を想定した文面となっており、各国に見られるように外部からの武力攻撃、テロや大規模自然災害を想定した「非常事態条項」が明記されていない。 平成 16 年 5 月にはその不備を補足すべく、民主、自民、公明三党が「緊急事態基本法」の制定で合意したが、今日まで置き去りにされている。昨年来、中国漁船尖閣事件、ロシア閣僚級のたび重なる北方領土の訪問、北朝鮮核ミサイルの脅威など、自然災害以外にも国民の生命、財産、安全を脅かす事態が発生している。 ▶請願項目 国会及び政府において、「緊急事態基本法」を早急に制定することを要望する意見書を提出すること。	個人 (鳥取市) (紹介議員) 上 村 忠 史	

福祉生活病院常任委員会・請願

陳 情 一 覧 表

総務教育常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
総 24年－ 13 (24. 6. 6)	総 務	消費税増税に反対する意見書の提出について	鳥取県民主商工会連合会 外	
総 24年－ 14 (24. 6. 8)	教 育	少人数学級の推進など定数改善に係る意見書の提出について	鳥取県教職員組合 外	
総 24年－ 15 (24. 6. 11)	教 育	倉吉東高等学校補習科（仮称）設置について	倉吉東高等学校育友会 外	

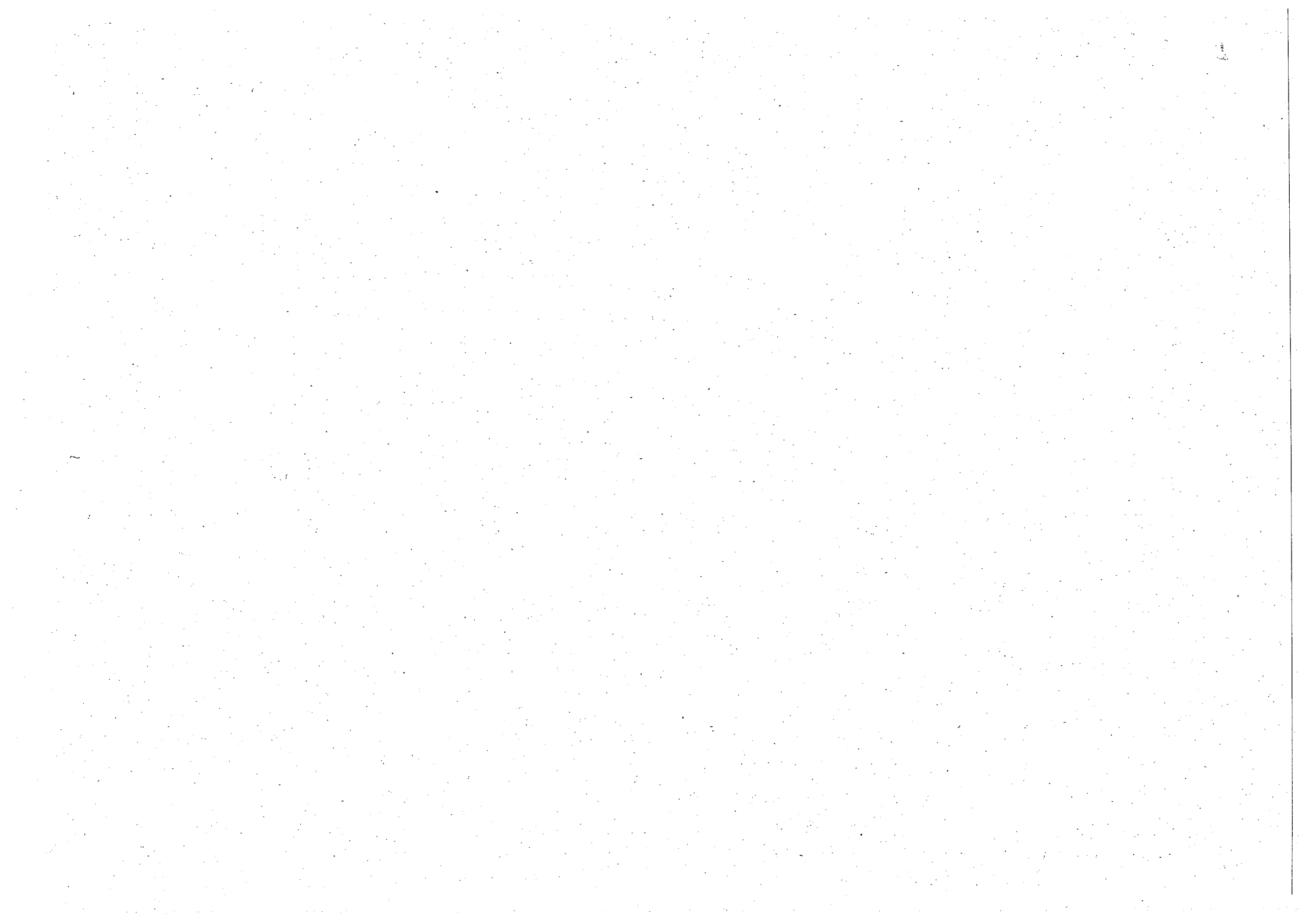
陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

農林水産商工常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
農 24年ー 11 (24. 5. 30)	商工労働	最低賃金の引き上げと安定雇用の創出、中小企業支援 策の拡充を求める意見書の提出について	鳥取県労働組合総連合	

陳情一覧表

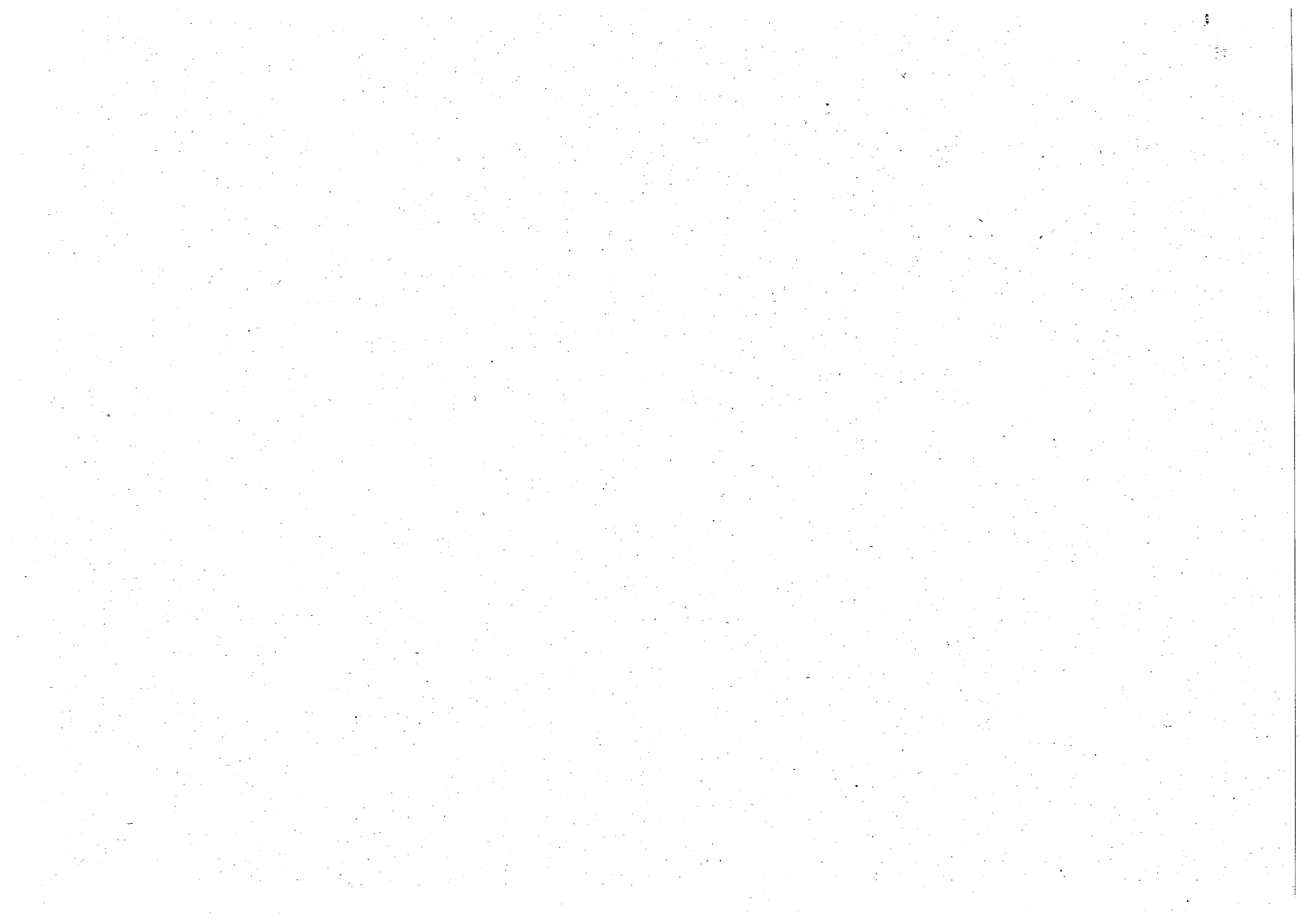


陳 情 一 覧 表

企画県土警察常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
企 24年ー 10 (24. 2. 27)	企 画	住民の安全・安心なくらしを支える交通運輸行政の充 実を求める意見書の提出について	国土交通労働組合中国運輸支部鳥取分会	

陳情一覧表



総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
24 年－ 13 (24. 6.6)	総 務	消費税増税に反対する意見書の提出について ▶陳情趣旨 政府は、「消費税増税法案」を国会に提出し、今国会中にも成立させようとしている。社会保障のためといいながら、医療費の窓口負担引き上げ、年金削減など、社会保障の切り下げと一体に、消費税を 2014 年に 8 %、2015 年には 10 %にまで引き上げるというものである。 国民世論は「消費税の増税に反対」が日を追って増え、「これ以上、家計のどこを切り詰めて暮らせというのか」「これ以上の増税、店を閉めるしかない」「消費税が増税されれば、仕事もなくなり、職を失うことになる」と、切実な声が高まっている。 この不況下で増税すれば、国民の消費はさらに落ち込み、被災地をはじめ全国の地域経済は大打撃を受ける。とりわけ、価格に税金分を転嫁できない中小業者の経営を追い込み、消費税増税倒産や廃業が増えることは必至である。そこで働く人々の賃金抑制と雇用不安につながり、鳥取県内の自治体財政にも深刻な打撃を与える。1997 年に消費税を増税したときの経験から、国全体としても税収が減少するという悪循環は明らかである。 消費税はそもそも「高齢化社会を支える福祉の財源にする」といって導入されたが、年金制度改悪、医療費負担増など、社会保障は年々悪くなる一方である。低所得者ほど負担が重い、弱い者イジメの税金であり、社会保障の財源としてはふさわしくない。財政再建の財源としては、税金の使い方を国民の暮らしと福祉優先に切りかえ、法人税率の見直しや不要不急の大型公共事業の見直し、大企業・高額所得者・資産家に応分の負担を求めることなどが必要だと考える。	鳥取県民主商工会連合会 外 3 名	

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

		▶陳情項目 住民の暮らし、県内の地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税に反対する意見書を政府に提出すること。		
24 年－ 14 (24. 6.8)	教 育	少人数学級の推進など定数改善に係る意見書の提出について ▶陳情趣旨 鳥取県では、平井県知事はじめ、県議会のみなさまのご尽力により、小・中学校全学年の少人数学級が実現した。厳しい県財政事情にもかかわらず、わたしたち県民の宝である子どもたちの教育の重要性、少人数教育の必要性に深いご理解をいただいたことについて、深く感謝申し上げる。 しかしながら、国では、今年度の小学校 2 学年の 35 人以下学級を義務標準法改正による基礎定数化とはならず、加配措置によりようやく実施された。今後、年次毎の 35 人以下学級の学年進行が懸念される。文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約 6 割が「小中高校の望ましい学級規模」として「26 ～ 30 人」を挙げており、保護者も 30 人以下学級を望んでいることは明らかである。 また、新しい学習指導要領の実施にともなう授業時数や指導内容の増加、特別な支援を必要とする児童生徒への対応、不登校・いじめ等生徒指導の課題も深刻化しており、学級規模縮減以外の様々な定数改善も必要である。 未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要がある。 ▶陳情事項 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD 諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30 人以下学級とすること。	鳥取県教職員組合	外 1 名

総務教育常任委員会・陳情

24 年－15 (24. 6.11)	教 育	倉吉東高等学校補習科（仮称）設置について ▶陳情理由 昭和 36 年 4 月に設置され、51 年の長きにわたり浪人生の学力育成に当たってきた鳥取県立倉吉東高等学校専攻科は、平成 22 年 9 月の定例鳥取県議会における「県立高等学校の教育のあり方に関する決議」を受け、平成 22 年 11 月の定例教育委員会において、平成 24 年度末をもって廃止されることとなった。 このことについては、謙虚に受け止めており、また、その決議に際しての、「専攻科に対する県民のニーズは依然として高いものがある」との議会の認識にも感謝しており、「高校 3 年間で自らが目指す進路を実現するための力を養うため、高校教育全体の質を高めるべき」との考え方も理解している。 ただ、現実としては、どんなに力をつけようとも浪人生が出ることとは不可避であると考えられる。また、近年の倉吉東高専攻科の存在は、浪人生を支援するだけではなく、現役生にとっても大きな刺激となっている。専攻科生の真摯に勉学に取り組む姿勢は、多くの現役生が、“行ける大学”ではなく“行きたい大学”を果敢に受験しようとする姿勢を持つことにつながっている。さらに、専攻科・現役生合同の補習等をとおして、確かな学力を付ける上でも大きな役割を果たしてきている。 このような現役生と専攻科生との相乗効果により、近年の本校の進学実績は、東京大学をはじめとする難関大学や国公立大学の合格者数において、学年定員 200 名規模の公立高校の中では全国屈指となっている。 しかし、専攻科廃止後の県中部の浪人生を取りまく状況は、生徒・保護者にとって安心できるものではなく、都会と比した教育環境を考えると、実際には子どもたちの願いを叶えていくことは非常に困難なことだと思われる。 これまで、倉吉東高等学校が担ってきた高い志を持つ人材の育成という使命を果たし続けていただくためにも、本校卒業生だけでなく、県内の他校出身者も受け入れることができる専攻科廃止後の新たな受け皿として、私たちは補習科（仮称）を設置したいと考えている。また、授業が充実したものとなるため	倉吉東高等学校育友会 外 1 名	
-------------------------------	------------	---	--------------------------------	--

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

		には、中部地区で不足傾向にある退職教員だけでなく、現任教員にも教科・進路指導に当たっていただく必要がある。補習科（仮称）を校内に設置することができれば、一部現任教員による指導も可能となり、そのことによって子どもたちを安心して任せることができる。 ▶陳情事項 倉吉東高校PTAや同窓会などの「民」の力により、隣県にも設置されている補習科に類似した新たな体制・組織を立ち上げ、運営したいと考えている。 以上の理由を勘案の上、平成25年4月からの倉吉東高等学校補習科（仮称）設置にご理解いただくとともに、次の事項について許可していただくよう陳情する。 1、鳥取県立倉吉東高等学校施設の一部使用 2、鳥取県立倉吉東高等学校一部教員による教科・進路指導	
--	--	--	--

総務教育常任委員会・陳情

農林水産商工常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
24 年－ 11 (24. 5.30)	商工労働	最低賃金の引き上げと安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について ▶陳情趣旨 復興事業を中心とする公共投資の効果もあり、2012 年 1～3 月期の実質国内総生産（GDP）は、前期比 1.0 %増（年率換算で 4.1 %増）と 3 期連続のプラス成長となっている。しかしながら、労働者の雇用と賃金は改善されていない。今や労働者の 36 %は非正規雇用で働き、その多くが年収 200 万円未満である。彼（女）らは、様々な職場で懸命に働き、企業に対して利益を生み出しながら、自分たちは低賃金ゆえに貯蓄もできず、生活困窮状態に陥っている。安定した雇用とまともな賃金を得られる正規雇用の求職は少なく、ワーキング・プアから脱出することは容易ではない。やむなく生活保護を申請する人が増えている。 こうした状況では、消費が冷え込み、地域経済がうまくいかないのも当然であり、安定雇用と低賃金を底上げする政策が必要である。本来、賃金を底支えするはずの鳥取県の最低賃金は 646 円にすぎず、底支えどころか、賃金抑制の役割を果たしている。 最低賃金の引き上げは、景気刺激策として有効である。低所得層ほど消費性向は高く、身の回りの衣食関連など中小企業の製品を地域で購入する傾向が強いからである。不況によって企業の「支払能力」は低下しているが、中小零細企業への支援策を十分に講じつつ、最低賃金の引き上げを図れば、衣食関連・サービスに対する需要が増え、中小零細企業の仕事も、雇用も拡大するという効果が発生する。 憲法第 25 条には「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定められ、労働基準法は第 1 条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必	鳥取県労働組合総連合	

農林水産商工常任委員会・陳情

農林水産商工常任委員会・陳情

		要を充たすべきものでなければならない」とし、最低賃金法は、最賃は生活保護を下回ってはならないとしている。 ▶陳情事項 低すぎる最低賃金を大幅に引き上げ、働く貧困層をなくすため、国に対して以下の内容の意見書を提出すること。 1. 政府は、ワーキング・プアの根絶と地域格差の是正を図るため、2010 年 6 月の「雇用戦略対話合意」を実現すべく、時給 1000 円を目標とした最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制度を実現する最低賃金法の抜本改正を行うこと。 2. 政府は、上記の法改正と併せて、中小企業予算を増やし、中小企業への経営支援策を拡充すること。 3. 政府は、中小企業に対する代金の買い叩きや支払い遅延等をなくすため、中小企業憲章を踏まえた下請二法、独占禁止法、中小企業基本法等の改正と公契約法（公共事業における適正な報酬確保のための法）の制定を行うこと。 4. 政府は、雇用の創出と安定に資する政策を実施すること。	
--	--	---	--

農林水産商工常任委員会・陳情

企画県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
24 年－ 10 (24. 2.27)	企 画	住民の安全・安心なくらしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書の提出について ▶陳情趣旨 現代社会における住民のくらしにとって、交通と運輸が果たしている役割は極めて重大であり、「衣食住」に並ぶほどの社会生活の基本要素といえる。従って、安全・安心に移動することは国民の基本的人権のひとつであり、その交通・運輸が安全・安心に営まれるように指導・監督するのが行政の役割である。 2010 年 6 月 22 日政府は「地域主権戦略大綱」を閣議決定し、国の出先機関について、原則廃止の方針を打ち出し、地方運輸局もその対象としている。 地方運輸局は、ご存知のとおり国土交通省の出先機関として、地方ブロックごとに設置されており、その出先として各県ごとの地方運輸支局と行政需要の顕著な場所に自動車検査登録事務所や海事事務所が設置され、地方における交通・運輸にかかわる行政を行っている。 行政をどこが担うか考えるとき、住民の安全・安心なくらしにとって相応しいのはどこなのかが重要な視点となる。大綱が示すように、住民にとって地方自治体が最も近い行政組織であることに異論は無いものの、自治体の区域を超えて移動する自動車、鉄道、船舶などを対象とする行政にあっては、自治体よりも国の方が効率的、効果的に担えるのは明らかである。 そもそも、交通運輸行政は地方と国の二重行政とはなっておらず、国土交通省が唯一の交通運輸行政組織であり、基本的な人権たる移動する権利を国の責任で保障するためには、中央の国土交通省と出先機関である地方運輸局が一体となって行政を実施することは勿論、住民の安全・安心な交通と運輸を確保するためには地方運輸局の充実こそ必要と言える。	国土交通労働組合中国運輸支部鳥取分会	

企画県土警察常任委員会・陳情

企画県土警察常任委員会・陳情

		▶陳情項目 以下の項目について、国に対して要請すること。 1、住民の安全・安心な交通運輸を支える行政は、国が責任をもって直接実施すること。 2、住民のための交通運輸行政を確立するために、国の出先機関である地方運輸局を充実すること。		
--	--	--	--	--

企画県土警察常任委員会・陳情

